

令和 7 年第 1 回定例会議案説明資料

- 1 議案第 9 号 令和 6 年度千葉市水道事業会計補正予算（第 1 号）…………… P 3
- 2 議案第 5 1 号 千葉市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の
資格に関する条例の一部改正について …………… P 5

令和7年第1回定例会
【議案第9号】

令和6年度千葉市水道事業会計補正予算（第1号）
〔人事委員会勧告等に伴う給与費の増額補正〕

補正予算書 P.124

1 補正理由

人事委員会勧告を受けた給与改定及び職員構成の変更に伴う退職給付費等の増による給与費の不足について、増額補正を行うものである。

2 補正額

40,366千円

3 内訳

(1) 給与費の増額

(款) 水道事業費 (項) 営業費用

(目) 原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費 (単位：千円)

事業名	内容	補正額	財源内訳	
給与費	給料 手当 法定福利費分	40,366	繰入金	40,366

【参考】給与改定

- ・給与改定率 2.9%
- ・期末勤勉手当 0.1月分

令和7年第1回定例会
【議案第51号】

千葉市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の
一部改正について

議案書 P182

1 改正理由

水道法施行令等の一部改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたこと等に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正する。

2 政令改正の概要

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号）が公布され、令和6年4月1日から施行された。

上記整備法令により、水道整備・管理行政に関する事務が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたことに伴い所用の改正が行われるとともに、令和7年4月1日から「布設工事監督者」及び「水道技術管理者」の資格要件の見直しに係る改正が施行されることとなった。

3 条例改正の主な内容

(1) 主務大臣の変更

水道法による権限の主務大臣が変更されたことにより、水道技術管理者の資格要件における講習の登録を行う大臣名を、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に改める。

(2) 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直し

布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、布設工事監督者の学歴及び学科要件の「土木工学科（土木科）」に「機械工学科（機械科）」及び「電気工学科（電気科）」を追加し、また、技術上の実務経験についても、現行の「水道に関する実務経験のみ」としている対象に「工業用水道、下水道、道路又は河川に関する実務経験」を追加するとともに、両資格要件に、1級土木施工管理技士を追加するなどの改正を行う。

※上記改正内容の詳細を裏面に記載

4 施行期日

令和7年4月1日

■布設工事監督者の資格要件

旧

分類			技術上の実務経験
大学卒業 〈短期大学を除く〉 ()内は大学院にて1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した場合	土木工学科又はこれに相当する課程	衛生工学又は水道工学を履修	2年以上 (1年以上)
		上記以外を履修	3年以上 (2年以上)
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程		5年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程		7年以上
水道の工事に関する技術上の実務経験のみ			10年以上
技術士 上下水道部門 2次試験合格	上水道及び工業用水道を選択		1年以上

新

分類		技術上の実務経験※
大学卒業 〈短期大学を除く〉	土木工学又はこれに相当する課程	3年以上
	機械工学科・電気工学科又はこれに相当する課程	4年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程	5年以上
	機械科・電気科又はこれに相当する課程	6年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程	7年以上
	機械科・電気科又はこれに相当する課程	8年以上
水道の工事に関する技術上の実務経験のみ		10年以上
技術士 上下水道部門 2次試験合格	上水道及び工業用水道を選択	1年以上
1級土木施工管理技士 2次試験合格	—	3年以上

※ 技術上の実務経験年数のうち半分以上は水道に関する実務経験を有すること。

※ 実務経験年数に水道以外の工業用水道、下水道、道路及び河川分野における経験も算入可能。

■水道技術管理者の資格要件

旧			新		
分類		技術上の実務経験	分類		技術上の実務経験※
布設工事監督者の資格を有する者（簡易水道事業は除く）		不要			
大学卒業 （短期大学を除く）	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	4年以上	大学卒業 〈短期大学を除く〉	土木工学科・土木科又はこれらに相当する課程	3年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	5年以上		土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	4年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	6年以上	短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学科・土木科又はこれらに相当する課程	5年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	7年以上		土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	6年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	8年以上	高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学科・土木科又はこれらに相当する課程	7年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	9年以上		土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	8年以上
水道の工事に関する技術上の実務経験のみ		10年以上	水道の工事に関する技術上の実務経験のみ		10年以上
			技術士 上下水道部門 2次試験合格	上水道及び工業用水道を選択	1年以上
			1級土木施工管理技士 2次検定合格	—	3年以上
厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者		不要	国土交通大臣・環境大臣の登録を受けた者（日本水道協会）が行う登録講習の課程を修了		不要